

5 近 振 第 83 号
令和 5 年 4 月 7 日

奈良県知事 殿

近畿農政局長

農地農業用施設の災害査定の実施についての一部改正について

このことについて、農村振興局長から別添（写）のとおり一部改正する旨の通知があったので、御了知の上、本事業の適切な実施に努められたい。

なお、貴（府）県下の関係機関、市町村に対して周知をお願いします。

「※電子決裁案件のため、契印を省略しております。」

○ 農地農業用施設の災害査定の実施について（昭和40年6月28日付け40農地D第745号農林省農地局長通知）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後			現 行																		
<p>農地農業用施設の災害査定は短期間に実施する必要があるうえ、非常に箇所数が多く、また工種も多岐にわたるため、査定技術並びに法令等の解釈について相当の個人差を生じている現状である。このような事態を解消し、査定の一層の適正化を期するため今後においては、災害査定業務の責任体制を確立して下記により実施することとしたから査定の適正に万全を期されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～6 （略）</p> <p>別表 主任査定官となる資格を有するもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林水産省</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>地方農政局農村振興部防災課</td> <td>課長、災害対策室長、災害査定官、課長補佐、災害係長、災害復旧支援係長（関東農政局、近畿農政局、中国四国農政局及び九州農政局に限る。）</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			組織	職員	農林水産省	(略)	地方農政局農村振興部防災課	課長、災害対策室長、災害査定官、課長補佐、災害係長、災害復旧支援係長（関東農政局、近畿農政局、中国四国農政局及び九州農政局に限る。）	(略)	(略)	<p>農地農業用施設の災害査定は短期間に実施する必要があるうえ、非常に箇所数が多く、また工種も多岐にわたるため、査定技術並びに法令等の解釈について相当の個人差を生じている現状である。このような事態を解消し、査定の一層の適正化を期するため今後においては、災害査定業務の責任体制を確立して下記により実施することとしたから査定の適正に万全を期されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～6 （略）</p> <p>別表 主任査定官となる資格を有するもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林水産省</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>地方農政局農村振興部防災課</td> <td>課長、災害対策室長（<u>東北農政局、関東農政局、近畿農政局、中国四国農政局及び九州農政局に限る。</u>）、災害査定官、課長補佐、災害係長、災害復旧支援係長（関東農政局、近畿農政局、中国四国農政局及び九州農政局に限る。）</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			組織	職員	農林水産省	(略)	地方農政局農村振興部防災課	課長、災害対策室長（ <u>東北農政局、関東農政局、近畿農政局、中国四国農政局及び九州農政局に限る。</u> ）、災害査定官、課長補佐、災害係長、災害復旧支援係長（関東農政局、近畿農政局、中国四国農政局及び九州農政局に限る。）	(略)	(略)
組織	職員																				
農林水産省	(略)																				
地方農政局農村振興部防災課	課長、災害対策室長、災害査定官、課長補佐、災害係長、災害復旧支援係長（関東農政局、近畿農政局、中国四国農政局及び九州農政局に限る。）																				
(略)	(略)																				
組織	職員																				
農林水産省	(略)																				
地方農政局農村振興部防災課	課長、災害対策室長（ <u>東北農政局、関東農政局、近畿農政局、中国四国農政局及び九州農政局に限る。</u> ）、災害査定官、課長補佐、災害係長、災害復旧支援係長（関東農政局、近畿農政局、中国四国農政局及び九州農政局に限る。）																				
(略)	(略)																				

附 則

この通知は、令和5年4月1日から施行する。



4 農振第 2673 号
令和 5 年 3 月 31 日

近畿農政局長 殿

農村振興局長

農地農業用施設の災害査定の実施についての一部改正について

農地農業用施設の災害査定の実施について（昭和40年6月28日付け40農地D第745号農林省農地局長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本事業の適切な実施に努められたい。



農地農業用施設の災害査定の実施について

昭和40年 6月28日付け40農地D第745号
最終改正 令和5年 3月31日付け 4農振第2673号

各 地 方 農 政 局 長
殿
沖 縄 総 合 事 務 局 長

農林水産省農村振興局長

農地農業用施設の災害査定は短期間に実施する必要があるうえ、非常に箇所数が多く、また工種も多岐にわたるため、査定技術並びに法令等の解釈について相当の個人差を生じている現状である。このような事態を解消し、査定の一層の適正化を期するため今後においては、災害査定業務の責任体制を確立して下記により実施することとしたから査定の適正に万全を期されたい。

記

- 1 1回の査定には次号に定めるところにより査定責任者（主任査定官という。）を定め、また主任査定官はその査定に関する全責任を負うものとして、査定調書に記名する。
- 2 主任査定官となる資格を有するものは、組織ごとに別表に掲げる職員とする。
- 3 1回の災害査定は主任査定官とこれを補佐する係官（調査官という。）により構成する。
- 4 主任査定官は災害査定を実施する場合は、当該災害の特殊性を把握して査定方針を決定し、これを各調査官に徹底させるとともに、必要があれば査定実施中、各調査官の調査状況を視察して問題点を処理するとともに査定技術の統一を図る。
- 5 原則として1箇所の申請額が2億円以上のもの、及び本省協議となる条件のものは主任査定官が自ら現地査定を行うものとする。
- 6 主任査定官は、調査官が現地調査を実施したもののうち、次のものについては、必ず調査結果を聴取し、査定内容に不備があれば、財務省立会責任者（主任立会官という。）と協議のうえ訂正するものとする。
 - (1) 農地復旧
 - ア) 区画変更を伴うもの
 - イ) 代替開墾を行うもの、又は工種を変更するもの
 - ウ) その他保留となるもの、又は問題点のあるもの

(2) 農業用施設復旧

- ア) 施設を統合するもの、又は工種を変更するもの
- イ) 他省庁所管の事業と関係のあるもの
- ウ) その他保留となるもの、又は問題点のあるもの

別表 主任査定官となる資格を有するもの

組織		職員
農林水産省	農村振興局整備部防災課	課長、災害対策室長、災害査定官、災害班担当課長補佐、広域災害対策班担当課長補佐、災害班各係長、広域災害対策班各係長
	地方農政局農村振興部防災課	課長、災害対策室長、災害査定官、課長補佐、災害係長、災害復旧支援係長（関東農政局、近畿農政局、中国四国農政局及び九州農政局に限る。）
内閣府	沖縄総合事務局農林水産部農村振興課	課長、課長補佐、災害査定官